

## **(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業 事業コンセプト書**

### **1 本事業の位置付け**

本事業は、平塚市と大磯町(以下、「1市1町」という。)のごみ処理広域化の実現のため、「平塚・大磯ブロックごみ処理広域化実施計画」及び「平塚・大磯地域循環型社会形成推進地域計画」に位置付けられたものであり、1市1町から発生する可燃ごみ等の焼却施設を整備・運営するものです。

平塚市は、平成19年度～平成28年度を計画期間とした平塚市総合計画において五つの目標を掲げ、その中の一つである「やすらげる環境：人と自然が調和した、やすらぎのあるまち」という目標の達成に向けて「循環型社会をめざして環境負荷の少ない暮らし方を定着させる」ことを方針として定めています。

まず、「循環型社会」については、「廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される社会」の実現に向け、ごみの3R(発生抑制、再使用、再生利用)への協力を市民に求めています。その上で、(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)について、環境負荷の少ないエネルギー利用の推進、適正処理・処分の確保を達成することによって循環型社会の実現に貢献すべきものと位置づけており、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設として循環型社会形成推進交付金の対象事業として考えています。

「環境負荷の少ない暮らし方の定着」に向けては、地球環境問題の深刻さ、自らの暮らしが地球温暖化に与える影響、循環型社会実現の必要性等を市民が深く理解し、市民自らが積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。このためには、市民の生活環境保全、公衆衛生確保に大きなかかわりを持つ本事業が、環境教育に大きく貢献していくことが求められています。

### **2 本事業実施の経緯・背景**

現在稼働中の焼却施設は、可燃ごみの無害化処理を目的として昭和63年に完成したものです。これまで大小の補修工事や排ガス高度処理等の基幹整備を実施して延命化を図ってきましたが、稼働開始後20年を経過し老朽化が進んでいることから、新しい焼却施設の整備を計画することにしました。

本事業の実施においては、廃棄物処理の主目的である「公衆衛生の向上」の確保はもちろんですが、地球温暖化が全世界的な問題となっている社会的背景を踏まえ、焼却処理に伴う余熱を発電、熱供給等で積極的に活用することによって低炭素社会の実現に寄与していく必要があります。特に、一般廃棄物の半分を占める厨芥類、紙類等のバイオマスを少しでも多くエネルギーに変換し、有効に利用することにより地球温暖化の防止に資する事

業を目指すことが重要です。

昭和 59 年度に埋め立てを開始した遠藤原一般廃棄物最終処分場については、残余年数に限りがある上、新たな最終処分場用地の確保が困難な状況にあります。そのため、本事業においては、焼却残渣の資源化による最終処分場の延命化を図るとの視点も重要です。

一方、ごみ処理事業の経費については、1市1町の財政の大きな負担となっており、本事業の実施においては一層の効率化が求められる状況にあります。

このためにスケールメリットを活かすことや環境負荷の軽減等の理由により1市1町の広域化の施設として整備を行います。

### 3 本事業のコンセプト

#### (1) 安心・安全な処理体制の確保

本事業は、1市1町で発生する可燃ごみ、粗大ごみ破碎処理場及びリサイクルプラザ等から搬入される可燃物を適正に焼却処理することで、市民の生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図る重要な役割を担うものであることから、運営の停滞、停止は許されません。

そのため、本事業においては、変動するごみ量・ごみ質に適切に対応し、安心・安全かつ安定的に焼却処理することを目指します。

なお、本事業は20年間のPFI(DBO)事業として実施しますが、施設のライフサイクル(30年を想定)を視野に入れた維持管理、修繕を行うことによって機能維持、耐久性向上を図り、ライフサイクルにわたる事業の継続性と適正処理を確保します。

#### (2) 低炭素社会実現への貢献

地球温暖化防止に向けた積極的な取り組みが全世界的になされていますが、平塚市環境基本計画においても、既に、独自の目標を掲げ、CO<sub>2</sub>排出量の削減のための施策を推進しているところです。その観点から、本事業においては、高効率な廃棄物発電機能を確保することによりCO<sub>2</sub>排出量の削減に寄与することが必要です。また、発電以外の余熱についても、可能な限り有効利用することによってCO<sub>2</sub>の排出量の抑制に寄与することを目指します。

#### (3) 焼却残渣の有効利用・最終処分量の低減

遠藤原一般廃棄物最終処分場をできる限り長期に利用するためには、最終処分量を可能な限り低減することが必要です。焼却残渣の資源化方法としては、熔融スラグ化、セメント原料化などが考えられます。循環型社会の実現へ向けて、焼却残渣の資源化は処理技術の安全性、経済性はもちろんのこと、再利用するための市場への供給ルートが確保されていることが必要です。本事業では焼却残渣のより有効な利用方法も含めて資源化方法を検

討します。

#### **(4) 環境教育への貢献**

本事業においては、平成 16 年 4 月に稼動した平塚市リサイクルプラザと連携して、循環型社会の形成推進に向けた環境教育の一翼を担うことを目的とします。その際、「廃棄物の資源化・減量化」に関する啓発活動を行っているリサイクルプラザとの差別性を考慮し、「廃棄物処理の現場を身近に感じること」に主眼を置きます。そのためには、まず、ごみの適正処理、発生するエネルギーの有効活用等を学べるよう、本事業施設の見学、情報取得、環境関連図書等の閲覧や貸し出し等ができる環境教育の場を整備します。当該施設においては、各種イベントの開催や学校教育との連携等が可能となるような施設設計や運営方法を検討します。

#### **(5) 効率性の確保**

安全かつ安定的な処理を前提としつつも、清掃事業は財政面での負担が大きいことから一層の効率化が求められています。本事業においては、事業のリスク管理に優れ、民間の創意工夫と技術力の発揮により事業の信頼性と高い効率性が期待できる P F I 手法 ( D B O ) を導入します。一般廃棄物処理の P F I ( D B O ) 事業については、既に全国で相当数の実績を積み重ねていますが、平塚市の実情を踏まえた上で、更なる信頼性が期待できるように検討します。

なお、事業の安全性、安定性、信頼性、公共性が確保されるよう、監視 ( モニタリング ) 等に関わる市の役割も明確にします。

#### **(6) 周辺環境・周辺地域への配慮**

本事業の実施区域は相模川に隣接し、周辺は工業用地となっておりますが、西側は住宅系の地域となっています。このため周辺環境に与える影響、環境負荷を最小限にすることが求められます。公害防止に係る計画目標値は関係法令、施設の立地条件、最近の公害防止技術等を十分考慮し、特に重要と考えられる大気質については、必要に応じて法的規制値等よりも厳しい値を設定します。また、周辺地域の景観と調和するよう、工場棟や煙突の高さ、デザイン及び配置に配慮をします。

さらに、焼却施設からの余熱を有効利用するために、温浴施設、温水プール等の余熱利用施設への熱供給について検討します。また、周辺環境・周辺地域への配慮をするとともに、安心・安全を第一に施設の整備・運営を進めてまいります。

以上